

大学英語教育学会関西支部 支部長選出規定

【選挙権・被選挙権】

第1条 選挙における選挙権は、関西支部運営要領第9条に基づき、支部役員会構成員（支部長、副支部長、幹事、研究企画委員、理事（支部所属）、社員（支部所属））が有する。被選挙者は、関西支部において、選挙実施時前年度に登録された個人会員が有する。ただし、満年齢69歳以上の者には被選挙権はない。

【投票】

第2条 投票は、改選前年度に開催される支部役員会に出席した役員会構成員により行われる。

2. 投票の結果、得票の最も多い者を支部長候補者とする。ただし、最多得票者の得票数が過半数に満たない場合は、上位2名により、再投票を行う。
3. 再投票の結果、得票が同数であった場合は、役員会に出席した支部長、副支部長、幹事に候補者選出を委ねる。
4. 候補者が1名の場合は、過半数を得たことをもって、支部長候補者とする。

【問題の処理】

第3条 要領の実施にあたり問題が生じた場合は、支部役員会において審議し、その議に従い運用することとする。

【規定の改廃】

第4条 規定の改廃は、支部役員会の議を経て、支部総会の承認を得なければならない。

附 則 本細則は、2005年6月4日より施行する。

2. 2013年11月9日に一部改定。
3. 2019年11月16日に一部改定。